

ゆとろぎ



催しもの情報

生涯学習センターゆとろぎ

〒 205-0003 羽村市緑ヶ丘 1-11-5

☎ 570-0707 FAX 570-6422 ✉ s703000@city.hamura.tokyo.jp

http://www.hamura-tokyo.jp/

■ 工 房 ■

日本画初心者教室

日本画の技法を取得して、“はっ”とする画を描いていただきます。

日 時 11月8日(水)から平成19年3月28日(水)までの原則第2・4水曜日(全10回) 午後1時～4時

会 場 創作室2

定 員 15人(申込み多数の場合は抽選)

受講料 10,000円(全10回分)

材料費 800円(画材)

※用具(日本画セット)が必要です。購入を希望する方は申し出てください(15,000円)。

申込み 10月28日(土)までに(必着)往復はがきに、講座名・住所・氏名・電話番号および用具購入希望の有無を記入し、ゆとろぎへ

初心者のためのわかりやすい詩吟体験教室

日本の伝統文化の一つである詩吟を基本から学び、体験しませんか。

日 時 11月11日・18日・25日(いずれも土曜日・全3回) 午後2時～4時

会 場 創作室1 ほか

対 象 初心者(青少年の方も歓迎します)

定 員 15人(申込み多数の場合は抽選)

受講料 大人900円、高校生300円、中学生以下無料(全3回分)

申込み 10月31日(火)までに(必着)往復はがきに講座名・住所・氏名・電話番号・年齢を記入し、ゆとろぎへ(電話での申込みも可)

■ ホール ■

見るコンサート 影絵「ピーターパン」

ピアノ・チェロ・バイオリンの3つの楽器の奏でる音色と、透明な色彩でお届けする影絵のコラボレーション。カラーの影絵は不朽の名作「ピーターパン」。子どもたちと一緒にクリスマスのひとときをお楽しみください。

日 時 12月23日(土)午後2時～(午後1時30分開場)

会 場 大ホール

出 演 影絵劇団かしの樹(全国の小学校を中心に公演活動をしている影絵劇団。児童演劇の総合劇団として昭和57年に設立。外務省の後援で海外公演も行っている。昭和62年からは、NHKの「おとぎのくに」「おはなしのへや」などにも出演している。)

入場料 一般1,500円、中学生以下500円(全席指定)

チケット 10月24日(火)午前9時から発売(先行予約受付中)

■ サロンでトーク ■

『よみがえれ! アホウドリ』

一度は絶滅したとも言われていたアホウドリの保護活動と研究を行っている長谷川博さんに、アホウドリの生態や行動、これからの保護計画などの話をさせていただきます。

日 時 12月16日(土)午後1時30分～3時

会 場 小ホール

入場料 一般500円、高校生以下無料

講 師 長谷川博さん(東邦大学理学部教授)

申込み 電話でゆとろぎへ

※当日は書籍販売も行います。

『アホウドリに夢中』長谷川博著(平成18年3月/新日本出版社)170羽だったアホウドリを30年で1850羽にまで増加させた著者の人生をかけたストーリー。定価1,500円のところ、1,300円で販売(限定10部)。

10月2日(月)の教育委員会臨時会で教育委員会委員長選挙が行われ、委員長に加瀬哲夫さん、委員長職務代理者に志田保夫さんが選任されました。

◆ 教育委員会 ◆

職 名	氏 名	委員任期
委員長	加 瀬 哲 夫	平成16年10月1日～平成20年9月30日
委員長職務代理者	志 田 保 夫	平成15年10月1日～平成19年9月30日
委 員	野 崎 喜久美	平成16年10月1日～平成20年9月30日
委 員	印 南 圭 子	平成17年10月1日～平成21年9月30日
教育長	角 野 征 大	平成18年10月1日～平成22年9月30日

9月11日(月)の平成18年第3回羽村市議会、角野征大さんが教育委員会委員に再任され、10月2日(月)の第10回羽村市教育委員会臨時会で、教育長に任命されました。角野教育長は、羽村第一中学校、第二中学校、第三中学校の副校長・校長を歴任され、平成14年10月1日から教育長として羽村市の教育行政に携わっています。

問合せ 教育総務課総務係



すみの ゆきた
角野征大さん
教育長に再任

目指せ！優勝

第25回

小学生ドッジボール大会

問合せ スポーツセンター ☎ 555-0033

日 時 12月2日(土) 午前9時20分～**会 場** スポーツセンター**対 象** 町内会・自治会・グループ(学校のクラス単位を除く)の、市内在住の小学校3年生から6年生の男女混合チーム(登録の人数制限はありませんが、入賞メダルは30人まで)

※1町内会・自治会から2チーム以上の出場も可能です。

ルール 6人制バレーボールコートを使用。試合時間15分で終了時に内野に残った選手数により勝敗を決定。出場メンバーは男女混合(男子は8人以内)の合計16人(6年生は8人以内とし、うち男子は4人以内)。**申込み** 各町内会・自治会に大会の案内をします。10月29日(日)までにスポーツセンターへ(申込み用紙はスポーツセンターにもあります)。

＊監督責任者会議および組み合わせ抽選会＊

日 時 11月4日(土)午後3時～(午後2時45分から受付・抽選会)**会 場** スポーツセンター2階会議室

＊練習会場開放＊

日 時 11月12日(日)・21日(火)・24日(金)・29日(水)・30日(木)
午後6時～10時**会 場** スポーツセンター第1ホール**持ち物** 室内履き ※運動に適した服装で参加してください。

力を合わせて、がんばるぞ！

羽村の農業を見てみませんか？「農ウォーク」参加者募集

「農ウォーク」は市内の農地と農業施設を歩いて見学し、そこで働く農家の方に農業の話などを聞き、最後に市内で採れた新米と野菜を使った豚汁とお新香をおかずに昼食をとります。また、収穫体験も行い、採れた野菜はお土産として持ち帰れます。気軽に参加してください。

日 時 11月13日(月)午前9時30分～午後1時30分(小雨決行)**行 程** 農産物直売所(集合)⇒農地などの見学・収穫体験⇒踊子草公園(昼食)⇒農産物直売所(解散)(約3km)**対 象** 市内在住・在勤の方(グループでの参加可)**定 員** 30人(応募者多数の場合は抽選)**参加費** 1人500円(市内で採れた新米・野菜・花のお土産付)**申込み** 10月31日(火)(必着)までに住所・氏名・電話番号・性別・生年月日(傷害保険加入のため必ず記入してください)を記入し、郵送・ファクスまたはEメールで産業振興課農業振興係(産業福祉センター内)へ。

※結果は応募者全員に郵送でお知らせします。※グループで参加される場合も、全員分記入してください。また、代表者に○印を記入してください。

問合せ 産業振興課農業振興係(産業福祉センター内) ☎ 570-0144 FAX 570-6051
〒205-0003 羽村市緑ヶ丘2-11-1 ✉ s206000@city.hamura.tokyo.jp

廃棄物処理手数料減免対象者に平成18年度分のごみ袋（市指定収集袋）を交付します

次の世帯（方）に一定枚数を限度として平成18年度分（平成18年12月～平成19年11月分）の市指定収集袋（廃棄物処理手数料減免袋）を交付します。必要な方は申請してください。

対 象	燃やせるごみ用	燃やせないごみ用
①生活保護を受けている世帯	4人世帯まで ➡中袋 110 枚 5人世帯以上 ➡大袋 110 枚	4人世帯まで ➡中袋 60 枚 5人世帯以上 ➡大袋 60 枚
②母子家庭などで、児童扶養手当を受給している世帯		
③障害がある子のいる家庭で、特別児童扶養手当を受給している世帯		
④身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方を含む、世帯全員の市民税が非課税である世帯		
⑤愛の手帳（療育手帳）1・2度の交付を受けている方を含む、世帯全員の市民税が非課税である世帯		
⑥精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方を含む、世帯全員の市民税が非課税である世帯	小袋 110 枚	小袋 60 枚
⑦配偶者が死亡した母子家庭の方などが受給する遺族基礎年金のうち、旧国民年金法の母子福祉年金または準母子福祉年金から裁定替えされた遺族基礎年金受給者の方（年金コード 2750・2850の方）		
⑧在宅で老齢福祉年金を受給している方（緑色の年金手帳の方）		

※①から⑧の世帯（方）は重複して申請できません。

※1年分まとめて交付します。受付期間を過ぎると月割り相当量での交付となりますので注意してください。

※持ち帰るための袋は各自で用意してください。

受付日時 11月1日(木)～30日(木)（日曜日、祝日を除く）午前9時～正午、午後1時～5時

※土曜日は交付を行います。また、水曜日は午後8時まで交付を行います。

受付会場 市役所2階201会議室

必要な物 印鑑、証書（保護決定通知書、遺族基礎年金証書、老齢福祉年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）

※④～⑥の世帯（方）については、世帯全員の市民税の非課税証明が必要です。

※代理の方が受領する場合は、上記の必要な物以外に代理の方の身分証明証と認印をお持ちください。

問合せ 生活環境課生活環境係

郷土博物館



10月から開館時間が変わります。

時 間 午前9時～午後5時

■企画展『「ヤマ」のある生活』

現在も憩いの場となっている雑木林は、昭和の中ごろまで日々の生活に欠かせない自然でした。羽村では「ヤマ」と呼ばれ、木々は囲炉裏・カマドの燃料に、落ち葉は畑の肥料になりました。企画展では、こうした「ヤマ」の利用について紹介します。

期 間 10月29日(日)～12月24日(日)

会 場 企画展コーナー

■歴史散歩「落ち葉をふんでー雑木林の世界に触れてみよう！ー」

江戸時代以降、ヤマ（雑木林）はマキや堆肥作りなど、農家にとって生活資源を供給する大切な場でした。市内に点在したヤマも時代とともに次第になくなり、その多くは緑地や公園として保存されています。現在残っているヤマを廻りながら、実際にヤマとともに生き管理を行ってきた石田文司さんから話を伺います。

日 時 11月12日(日)午前10時～正午

集 合 小作駅西口ロータリー

散策コース 小作駅⇒加美緑地⇒グリーントリム公園・羽加美緑地⇒阿蘇神社⇒一峰院⇒チューリップ畑・羽村堰（解散）

※2時間程度歩きますので、歩きやすい服装と飲料水、雨具などを用意してください（途中で購入はできません）。

定 員 30人

講 師 石田文司さん

申込み 10月20日(金)から郷土博物館へ

問合せ 郷土博物館 ☎ 558-2561

子育て



私立幼稚園入園児募集

市内の幼稚園では、平成19年4月から入園する園児を募集しています。

詳しくは、各幼稚園に問い合わせてください。

願書配布 10月15日(日)～31日(火)

受付 11月1日(水)～

市内の幼稚園

幼稚園名	住 所	電話番号
ルーテル羽村幼稚園	羽東 2-19-29	554-6351
村野小鳩幼稚園	小作台 5-23-1	554-1303
五ノ神幼稚園	緑ヶ丘 1-10-10	554-6878
多摩学院幼稚園	緑ヶ丘 1-15-8	554-6023
羽村善隣幼稚園	双葉町 2-10-7	551-1675
さかえ幼稚園	栄町 1-7-3	555-0723
富士学院幼稚園	神明台 1-23-3	555-1241

問合せ 教育総務課総務係

暮らし



まちづくりのための社会貢献活動を支援します

市では、サークルやボランティア団体が行う社会貢献活動を支援する「まちづくり推進サークル補助事業」を行っています。

対象事業 市民を対象に行う社会貢献活動（特定の個人や会員などに限定しない事業であって、市民のふるさと意識の醸成や市のまちづくりを推進する事業）

※会員間の趣味、愛好的な事業は、対象となりません。

対象団体 市内で自主的・主体的にまちづくりを推進する団体で、次の基準などを満たしている団体

①構成員が5人以上であること

②構成員の半数以上が、市内在住者であること

③規約などを設けていること

支援内容 事業に要した経費の一部を補助金として交付

※同一団体への補助は年1回とし、3年が限度となります。また、市から他の補助を受けている団体は除きます。

問合せ 広域・協働推進課広域・協働担当

市議会行政視察報告会を行います

市議会では、市政の発展に役立てることを目的に、先進地の行政視察を行っています。

今年は総務委員会・経済委員会・厚生委員会の各委員会がそれぞれ担当分野の視察を行いました。その調査・研究の成果を発表する報告会を行います。どなたでも参加できます。多くの方のお越しをお待ちしています。

日 時 11月14日(火)午後1時30分～4時30分（予定）※途中での入退場可

会 場 コミュニティセンター

※直接会場へお越しください。

内 容 （報告順）

●北海道庁（子育て支援事業）

●北海道旭川市（災害弱者支援事業）

●北海道伊達市（地域生活支援事業）

●福島県郡山市（区画整理事業）

●福島県会津若松市・喜多方市（中心市街地活性化、地域活性化事業）

●北海道真狩村（生涯学習事業）

●北海道札幌市（指定管理者制度）

問合せ 議会事務局

落ち葉専用袋を利用してください

市内の公園に緑化推進のために樹木を植栽していますが、この季節になると公園の内外に落ち葉がたまりやす

さまざまな団体や個人の方に善意で収集していただいています。こうした方に市では「落ち葉専用袋」を貸与しています。必要な方は申請をしてください。

この専用袋に落ち葉を入れ、連絡をいただければ回収に伺います。回収は、平日午前8時30分から午後5時までです。※落ち葉以外の枝・石・土・ごみなどは入れられません。落ち葉以外のものが入っていた場合は回収できませんので注意してください。

問合せ 公園緑政課公園緑政係

消火器は市で収集・処分できません

先月、市内で消火器がごみとして出され、リサイクルセンターで消火器が破裂し、リサイクルセンターの業務が一時停止してしまいました。

このようなことは危険行為であり、重大事故につながりますので、消火器は絶対にごみとして出さないでください。

ごみ分別マニュアルにも掲載していますが、消火器は市で収集・処分できません。民間の処分業者もしくは取扱業者（販売店）などに問い合わせてください。

問合せ 生活環境課生活環境係